解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月七日

大阪府吹田市広芝町一一番一号

株式会社エイチエージー

代表清算人　正村　俊記

解散公告

当社は、平成二十一年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月七日

香川県三豊市財田町財田上八四三番地

滝下工業有限会社

清算人　滝下　茂樹

解散公告

当社は、平成二十一年十二月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月七日

高知市東石立町三〇番地一

有限会社平和ホーム

代表清算人　隅田　末起

解散公告

当社は、平成二十一年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月七日

熊本県八代市田中町五五二番地

有限会社河村クレーン

清算人　河村　義雄

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十一年八月三十一日開催の総代会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月七日

愛知県豊田市足助町宮ノ後二六番地ノ二

清算法人足助町土地改良区

清算人代表　後藤　武久

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月七日

東京都町田市図師町二九五四番地五

特定非営利活動法人はなぐるま

清算人　一法師和恵

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月二日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月七日

三重県津市芸濃町椋本六一四一―一

芸濃南部土地改良区

代表清算人　松谷　宮悦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月七日

広島県東広島市西条町助実二三―一―二二

特定非営利活動法人ネットワーク虹

清算人　髙東　幸子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十一年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月七日

山口県山口市大手町九番一一号

財団法人山口県都市職員互助会

清算人　宮田　博喜

配当公告

石川県七尾市山王町ツ部四〇番地ノ一

破産者　株式会社丸仁組

右の者に対する金沢地方裁判所七尾支部平成二十一年（フ）第九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四五、一三六、六七一円

一、配当することのできる金額

金四〇、六二三、六二三円

平成二十二年一月七日

石川県七尾市馬出町ハ部四番地一

破産管財人　今井　覚

配当公告

愛知県一宮市多加木二丁目七番九号

破産者　株式会社三栄

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、七六〇、五一二、二四九円

一、配当することのできる金額

金一七、三六九、九七五円

平成二十二年一月七日

名古屋市東区主税町二丁目三番地法務総合ビル三階三〇三号

破産管財人　服部　優

相続債権者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区六丁の目中町一三番地の二、最後の住所仙台市泉区南光台五丁目一一番二四号勇明荘一〇五

被相続人　亡　佐藤　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月七日

仙台市青葉区一番町三丁目三番一一号Ｈｕｍａｎ青葉通ビル四階曽我法律事務所

相続財産管理人　弁護士　曽我　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区常盤台一丁目三八番地、最後の住所東京都板橋区常盤台一丁目三八番一八号

被相続人　亡　飯田　寧久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月七日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区住吉一丁目一六番地、最後の住所東京都江東区住吉一丁目一〇番二号

被相続人　亡　松島　芳生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月七日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市三ツ相町八八番地、最後の住所愛知県豊川市金屋橋町三一番地の一

被相続人　亡　藤田　儀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月七日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の一タワーレジデンスＨＡＤＡ一〇三号

相続財産管理人　弁護士　川崎　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市古宿町中通七六番地、最後の住所愛知県日進市栄二丁目一三〇四番地グローリアスヒルズ日進第三　三〇二

被相続人　亡　大**来**　啓彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月七日

名古屋市中区大須四丁目一番九号菱水ビル四階オーバル法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　河村　直樹